現 場 説 明 書

工 事 名	令和7年度光井汚水中継ポンプ場改築工事
工事場所	光市光井二丁目地内
エ期完成の時期	令和 8 年 3 月 27 日
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上
契約保証の提出期限	契約予定通知書の契約予定日まで
前 払 金	光市工事請負規則による
部 分 払 い	なし
適用する制度	低入札価格調査制度
その他	土木系電気設備工事

特記事項

※当該施設は、市が維持管理業務を委託しているため、各関係者と事前に工程調整をすること。

その他、別紙のとおり

光市光井汚水中継ポンプ場

令和7年度

電気設備更新工事(引込受電盤・変圧器盤)

特 記 仕 様 書

目 次

第1章	総	Ę	Į]				
	1 - 1	適	用	範	井	1	1
	1-2	_	般	事	項	1	1
	1 - 3	納	品	図	書	1	1
	1 - 4	検			查	2	2
	1 - 5	材	料	保	管	2	2
	1-6	保	証	期	間	2	2
第2章	電気	試設備					
	2 - 1	盤井	 上通	耳		3	3
	2-2	引起	受電	盤		4	1
	2-3	変圧	三器盘	- 全		5	5
	2-4	仮割	设(受	変電	設備)	(3
第3章	据代	十工事					
	3-1	据付	. Т	事概	要	8	3
	3-2	電気	設化	備工	事		3
第4章	運輸	云操作剂	去案				
	4-1	共	通	事	項	Ç)
	4-2	運転	操作	乍法	案	1	10

第1章 総 則

1-1. 適用範囲

本特記仕様書は、光市流域関連公共下水道ストックマネジメント計画の修繕・改築計画に基づいた、光井汚水中継ポンプ場の電気設備改築工事(受変電設備)に適用する。

1-2. 一般事項

- 1. 本仕様書に特に定めていない事項については監督員との打合せによるものとする。
- 2. 受注者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。
 - (1) 労働基準法
 - (2) 労働安全衛生法
 - (3) 建設業法
 - (4) 公害対策基本法
 - (5) 水質汚濁防止法
 - (6) 大気汚染防止法
 - (7) 悪臭防止法
 - (8) 下水道法
 - (9) 電気事業法
 - (10) 道路交通法
 - (11) 騒音規制法
- (12) その他関係法令、条例
- 3. 受注者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。
 - (1) 日本産業規格(JIS)
 - (2) 日本電機工業会規格(JEM)
 - (3) 建設業法
 - (4) その他関連の規格
- 4. 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、受注者において 迅速に処理するものとする。

1-3. 納品図書

- 1. 納品図書は、製作仕様書、外形図、構造図、据付図、電気結線図、及びその他の必要な図面より成り、 各3部(返却用1部を含む)提出するものとする。
- 2. 納品図書に訂正があれば、その部分を明示した訂正納品図書を、前記要領で再提出するものとする。

1-4. 検査

製作工場において制御盤は耐圧試験、動作試験を行うものとする。 現地において必要な試運転を実施し、正常な運転が行われていることを確認するものとする。

1-5. 材料保管

工事の竣工まで機器、材料の保管の責任は受注者にあるものとする。

1-6. 保証期間

- 1. 機器の保証期間は規定による引渡しを受けた日から1箇年とする。
- 2. 保証期間内に明らかに受注者の設計、製作、施工の不備に起因する故障が生じた場合は、受注者の責任において直ちに修理または取替えをしなければならない。

第2章 電気設備

2-1. 盤共通事項

1. 制御盤概要

- (1) 盤の主要構造材料は、収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐える強度を有するものとする。
- (2) ドアには鍵を設ける。
- (3) 盤類の形状及び寸法は、設計図を参照し、納品図書において決定するものとする。

2. 主 回 路

- (1) 主回路の電圧は交流 200V とする。
- (2) 主回路に用いる母線及び接続導体は銅を使用し、規定の条件のもとに定格電流及び定格短時間電流を流しても十分にこれに耐えるものとする。

絶縁電線を用いる場合は原則として 600V ビニル絶縁電線 IV (JIS C 3307)

または、電気機器用ビニル絶縁電線 KIV (JIS C 3316) を使用するか、または、同等品以上とする。

3. 制御回路

- (1) 制御電源は主回路より分岐する。
- (2) 制御回路に用いる電線は原則として600V ビニル絶縁電線 IV (JIS C 3307) または、電気機器用ビニル 絶縁電線 KIV (JIS C 3316) に規定されたもので、断面積が1.25mm²以上を使用し、かつ可動部は、十 分可とう性があるものとする。ただし、電流容量、電圧降下などに支障がなく保護協調がとれれば細い 電線を使用してもよいものとする。
- (3) 電線被覆の色別は、JEM 1122 により下記の色別を行うものとする。

計器用変圧器二次回路 黄色

変流器二次回路 黄色

制御回路 黄色

接地回路 緑色

2-2. 引込受電盤

- 1. 数 量 1面
- 2. 形 式 屋内鋼板製閉鎖形
- 3. 箱体材質 鋼板製 (SS)
- 4. 寸 法 800W×2,350H×1,700D

設計図書を参照し、納品図書において決定するものとする。

5. 盤面取付機器(設計図参照)

(1)名称銘板	1式
(2)信号・故障表示灯	4個
(3) 電圧計	1 個
(4)同上用切替開閉器	1 個
(5)不足電圧継電器	1 台
(6)押釦スイッチ	2 個
(7) 電流計	1 個
(8) 同上用切替開閉器	1 個
(9) 力率計	1 個
(10) 電力量計	1 個
(11)切替スイッチ(手動/自動)	1個(将来低圧切換盤(L1)更新時に撤去)
(12)操作スイッチ(切/入)	1 個
(13)過電流継電器	2個
(14)地絡方向継電器(既設流用)	1式
(15) その他必要なもの	1式
盤内収納機器	
(1)VCT (電力会社) 設置スペース	1式
(2) 断路器 7.2kV 200A	1台
(3)真空遮断器 7.2kV 12.5kA	1台
(4) 計器用変流器 20/5A	2個
(5)計器用変圧器 6600/110V	2個

1個

1個

1式

7. その他

6.

- (1)SOG制御装置は、既設引込受電盤から移設し、保護協調を既設同様にすること。
- (2)過電流継電器の保護協調曲線は既設同様に設定すること。

(6)制御電源用変圧器 6600/110V

(7)配線用遮断器 2P 50AF

(8) その他必要なもの

(3)配置は、将来の動力制御盤の更新位置を確保するために、既設位置を原則とする。

2-3. 変圧器盤

- 1. 数 量 1面
- 2. 形 式 屋内鋼板製閉鎖形
- 3. 箱体材質 鋼板製 (SS)
- 4. 寸 法 1,000W×2,350H×1,700D 設計図書を参照し、納品図書において決定するものとする。
- 5. 盤面取付機器(設計図参照)

(1)名称銘板 1式

(2) その他必要なもの 1 式

6. 盤内収納機器

(1)モールド変圧器 3 φ 6600V/210V 1台

100kVA トップランナー方式

ダイヤル温度計 (警報接点最高指示付)

(2)配線用遮断器 3P 400AF 1 個

(3) 零相変流器 1 組

(4) その他必要なもの 1 式

7. その他

- (1)盤の扉面に変圧器温度計ののぞき窓を設けること。
- (2) 既設の低圧切替盤との接続が必要である。
- (3)配置は、将来の動力制御盤の更新位置を確保するために、既設位置を原則とする。

2-3. 仮設(受変電設備)

- 1. 数 量 1式
- 2. 形 式 屋外鋼板製閉鎖形
- 3. 箱体材質 鋼板製 (SUS)
- 4. 寸 法 設計図書を参照し、承諾図において決定するものとする。
- 5. 引込受電盤
 - (1) 盤内取付機器(設計図参照)
 - 1) 高圧負荷開閉器 (LBS) 7. 2kV 200A1 台2) 計器用変圧器1 台3) VCT (電力会社) スペース1 台
 - 4) その他必要なもの 1式
 - (2) 盤面収納機器
 - 1) 電圧計1台2) 同上用切替開閉器1台3) 地絡方向継電器(既設 SOG 移設)1台
- 4) その他必要なもの 1式
- 6. 変圧器盤
 - (1) 盤面取付機器(設計図参照)
 - 1) 主変圧器
 3 φ 6600/210V 100kVA
 1 台

 2) 零相変流器
 1 台

 3) 地絡過電流継電器
 1 台

 4) 配線用遮断器 (MCCB) 3P 400AF/400AT
 1 台
 - 5) その他必要なもの 1式
- 7. 低圧切替盤
 - (1) 盤面取付機器(設計図参照)
 - 1)
 電源切替開閉器 (DT MC) 3P 600AF
 1 台

 2)
 配線用遮断器 (MCCB) 2P 50AF
 3 台

 3)
 配線用遮断器 (MCCB) 3P 50AF/30AT
 1 台

 4)
 配線用遮断器 (MCCB) 3P 100AF/75AT
 1 台
 - 5) 配線用遮断器(MCCB)3P 100AF/100AT 1 台
 - 6) 配線用遮断器(MCCB) 3P 225AF/225AT 1 台
 - 7) その他必要なもの 1式

8. 低圧分岐盤

(1) 盤面取付機器(設計図参照)

1)	変圧器 1 φ 210V/210-10	05V 10kVA	1台
2)	配線用遮断器(MCCB)2P	100AF	1台
3)	配線用遮断器(MCCB)2P	50AF/15AT	1台
4)	配線用遮断器(MCCB)2P	50AF/30AT	2台
5)	配線用遮断器(MCCB)2P	100AF/50AT	1台
6)	配線用遮断器(MCCB)3P	100AF/100AT	1台
7)	その他必要なもの		1 =

9. その他

- (1) 仮設据付用架台の施工を含む。
- (2) 調整を含む

第3章 据付工事

3-1. 据付工事概要

- 1. 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、 基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災 害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
- 2. 機器の搬入、据付の際は、機器本体、構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。
- 3. 機器の据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

3-2. 電気設備工事

- 1. 盤の据付
 - (1) 自立形 (スタンド形、ポール形を含む) 盤は水平に据付くように調整のうえ、アンカーボルトで基礎ベース上に堅ろうに固定すること。
 - (2) 装柱形及び壁掛形盤は所定の金具で柱及び壁に強固に取付けのこと。
- 2. 電線管工事
 - (1) 電線管は施工場所により、次の管を使用すること。
 - (A) 露出配管 鋼製電線管

ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管

(B) 地中配管 波付硬質合成樹脂管

ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管

合成樹脂製可とう電線管

硬質ビニル電線管

- (C)接地線用 硬質ビニル電線管 (露出、地中とも)
- (2) 地中電線管部については、ケーブル埋設シートを敷設のこと。
- 3. 配線工事
 - (1) 配線は使用目的により次の電線またはケーブルを使用すること。また、エコケーブルの使用は可能である。
 - (A)電源回路 600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CV)600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VVR)
 - (B)制御回路 制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル (CWV)
 - (C)接地回路 600V ビニル絶縁電線 (IV) 緑色
 - (2) 端子への接続

各端子への接続は圧着端子で行うこと。

4. 接地工事

接地工事の接地極には、接地銅板または連結式接地棒を使用し、各種接地抵抗値の基準値内になるように施工すること。

第4章 運転操作法案

4-1. 共通事項

機器の運転方案は、既設の概要を示しているものであり、詳細は承諾協議による。

- 1. 運転方式、及び表示方式の表し方
 - (1) 運転方式

運転方式の表現は、操作場所・切換方式・条件及び符号で表現する。

1) 操作場所の表し方

該当する操作場所内にある切換スイッチ(COS)、操作スイッチ(CS)を 1点鎖線で囲み、操作場所を明記する。

2) 切換方式、操作方式の表し方

切換スイッチ (COS)、操作スイッチ (CS)等の符号にて明記する。

CC	O S	:	切換スイッチ	〔Z:操作場所を記入〕
ZZ				

С	S	:	操作スイッチ	(Z	: 操作方式を記入〕
7	7	1			

MS-		2挙動スイッチ	〔Z:操作方式を記入〕
7.	7.		

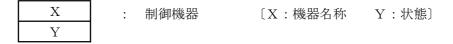
ΡI	3 S	:	押釦スイッチ	(Z	: 操作方式を記入〕
ZZ					

3) 運転条件

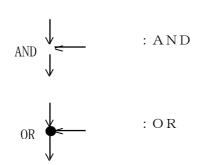
運転に必要な各条件を明記する。

4)制御機器の表し方

制御機器の制御状態と共に明記する。



5) 各種条件符号の表し方



: NOT

← : 信号の流れ

:信号の分岐

____ : 信号の交差 (授受なし)

6)員数

CS、COS、SS等については、×″数″で表示する。記入のない場合は共用使用。

(2) 表示方式

1)表示方式の表現は、該当する項目に○印を記入する。 分類は下記の3区分とする。

- ① 運転·状態表示
- ② 運転操作
- ③ 故障・異常表示
- 2) 停止条件の表し方

K:投入インターロック

T: しゃ断

S:しゃ断不可

4-2. 運転操作法案

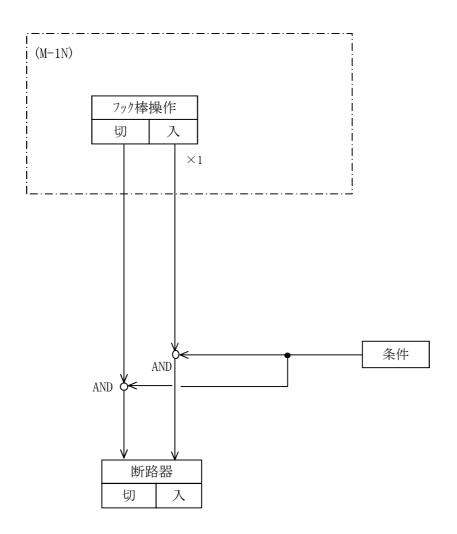
次ページによる。

設備名称	受 電 設 備	既設	今回	全体
機器名称	PAS	1	0	1
	引込柱に於ける 入一切			
	可及性に於ける。人一切			
	条件 [1	

PAS

	PAS [信止 現場 電気室							1
	項目	停止 条件	PAS	受電盤	低圧 分岐盤	動力制御盤	発電機盤		非常 通報装置	備考
運転										
転・										
· 状										
状態表示										
表示										
/1.										
運										
運転操作										
作										
	受電地絡	Т		0						
	又电地稻	1								
1.7										
故 障										
•										
異常										
・異常表示										
示										
	1									

設備名称	受 電 設 備	既設	今回	全体
機器名称	受電断路器	1	1	1



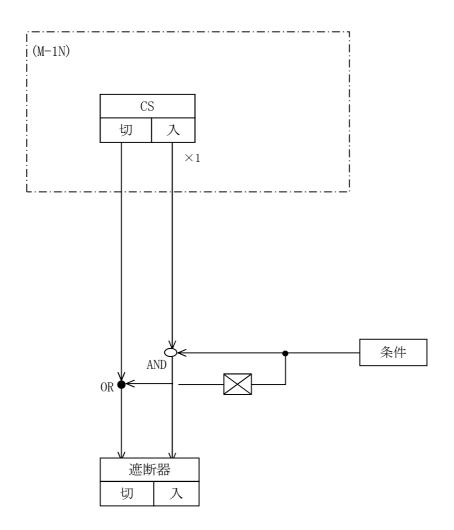
条件

・受電遮断器入でない

受電断路器

	文 电	/ I	度。 現場 電気室							
	項目	停止 条件		受電盤	低圧 分岐盤	動力制御盤	発電機盤		非常 通報装置	備考
運										
転										
運転・状態表示										
態										
表										
示										
運										
運転操作										
操										
17F										
<u> </u>										
l										
故院										
異										
常										
故障・異常表示										
不										

設備名称	受 電 設 備	既設	今回	全体
機器名称	受電遮断器	1	1	1



条件

- ・受電断路器操作中でない
- ・保護継電器動作中でない

受電遮断器

		~-	直巡灯岙	/ = .1	現場			電気	室彦		
		項	目	停止 条件	LCB	受電盤	低圧 分岐盤	No. 1動力 制御盤	発電機 盤	非常 通報装置	備考
	遮断器	入一切				0					
運転											
転・状											
・状態表示											
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\											
	/ 本	₩ Ikow	(1 ,								
	遮断器	探作5W	(人一切)			0					
運転操作											
作											
	必 最/方	रे								DT 1	
	受電停電 受電過電 受電地網	遠流		T T						DI-1	
障	受電重的	文障		_		0					
・異常表示	受変電影	设備故障						\		DI-2	
表示											
	電流電圧					000					
計測	電力 力率					0					

項目	明示事項		条件等	
	1 関連する別途発注工事による施工時期、全体工期への影響		他工事名(発注者(他工事内容()
		無	影響箇所(影響期間、時間(影響内容()
	2 施工時期、施工時間、施工 方法等の制限	無	備考(制限される施工内容(施工箇所(施工時期、時間(施工方法()
	3 関係機関との協議が未成立のもの	無	備考(関係機関等(制約を受ける内容(協議内容(成立見込み時期(備考())))
	4 関係機関との協議により付された条件 (現場条件の変更に伴う、 条件の変更については、別途協議することとする。)	無	関係機関等(影響項目(影響範囲(影響内容(影響期間、時間())))
	5 工事着手までの余裕期間	無	備考(□ 発注者指定方式(工事着手日: □ 任意着手方式(工事着手期限日:)
工程関係	6 地下埋設物及び埋蔵文化財 の事前調査または移設	無	項目(管理者(調査期間(移設期間(備考())))
	7 設計工程上見込んでいる条件(準備期間、後片付け期間、供用係数、雨休率、作業不能期間、施工班数)(標準工期試算式で算定した工期は、準備期間、後片付け期間、休日、天候等による作業不能日を含む)	######################################	□ 積上げ法による工期算定 □ 準備期間 (日) □ 後片付け期間 (日) □ 供用係数 () ※港湾・海岸工事の場合に明示 供用係数:休日と荒天日等による作業不能日を見込むための係数 □ 雨休率 () 雨休率 :休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 □ 作業不能期間 () □ 施工班数 () □ 積上げ法以外の工期算定 (標準工期試算式による場合等) 備考 (
	8 現場条件による工法の制限	無	対象工種 (影響範囲 (影響内容 (影響期間、時間 (備考 ()
	9 現場施工着手までの工事一時中止期間	有	中止箇所 (工事全般 中止期間 (2週間程度 中止内容 (設計変更が生じた場合設計日数 再開予定時期 (備考 (設計変更が生じた場合に限る)
	10 週休2日工事の適用 (「有」の場合の詳細は週休 2日工事の実施要領による) 11 その他	有無無	□ 発注者指定型 (□現場閉所型 □交替制) ■ 受注者希望型 (■現場閉所型 □交替制) ※本欄の内容は、受発注者協議により変更できる場合もある(実施要領を参照するこ	٤)
用地関係	1 工事用地、補償物件の未処 理部分		場所、物件(範囲(処理見込み時期(影響工種(備者())))

項目	明示事項		条件等	
	2 工事用地等の使用終了後の 復旧条件	無 … … …	場所、範囲(復旧完了予定日(復旧条件(備考()))
用地間	3 用地借地条件等	無 無 無 無 無 無 無	場所、範囲 (期間 (使用条件 (借地条件 (備考 ()
関係	4 市有地使用指定の場合の条件等 (市が市有地の使用を指定した場合、占用料は免除とする。)	######################################	場所、範囲 (期間 (使用条件 (復旧条件 (備考 ()
	5 その他	無		
	1 施工方法の制限 2 水替・流入防止施設	######################################	□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 排出ガス □ その他 (対象工種 (施工方法 (施工時期、時間 (制限内容 排ガス (備考 (対象工種 ())))
公害	2 小雪:加入例正加取	無	内容(排水期間、時間(備考()))
1対策関係	3 濁水、湧水、油漏れ等の処理 (特別な対策を要するもの)	無	対象工種 (内容 (期間 (備考 ()))
	4 事業損失関係の事前・事後 調査	無	□ 騒音 □ 振動 □ 地盤沈下 □ 地下水 □ 電波障害 □ その他 (調査時期 (調査範囲 (調査方法 (備考 ())))
	5 その他	無		
	1 交通安全施設等の指定 2 鉄道、ガス、電気、電話、	無	交通安全施設(内容(期間(備考(□ 鉄道 □ ガス □ 電気 □ 電話 □ 上水道□ 下水道)))
安全対	水道等の近接作業	無	□ その他 (工法制限 (時間制限 (備考 ()))
対策関係	3 危険要因に対する防護施設等	######################################	□ 落石 □ 雪崩 □ 土砂崩壊 □ 土石流 □ その他(防護施設(内容(期間(備考())))
	4 交通規制及び交通誘導員の 配置	無	規制範囲 (期間、時間 (備考 ()))

項目	明示事項			条 件 等	
	5 安全監視船(警戒船)の配		無	時期、時間()
	置		<i></i> \	備考()
	6 発破作業制限			防護工制限()
			無	作業時間制限()
				備考()
	7 換気設備(有毒ガス、酸素			危険要因(酸素欠乏及び硫化水素中毒等)
安	欠乏対策として特に必要な もの)	有		内容(酸素欠乏症等防止規則に定めた基本的な措置)
全	60)			備考(必要に応じて対策を講ずること)
対策	8 高所作業における対策		/mt	内容()
関			無	備考()
係	9 砂防工事における現場条件			地形・地質特性()
			frrt	危険要因()
			無	対策内容()
				備考()
	10 その他				
			無		
			,,,,		
	1 搬入路としての一般道路の			搬入経路(
	使用制限			使用期間・時間帯()
			無	制限内容()
			1111	使用中使用後の処置()
				備考()
	2 仮設道路の設置条件			一般通行:□ 有 □ 無	
				安全施設内容()
				安全施設期間()
工事			無	維持補修內容()
用				維持補修時期、頻度等()
道				##付補修時期、頻度寺(工事完了後の処置 : □ 存置 □ 撤去 □ その他)
路				工事元] 後の処値 : □ 仔値 □ 服云 □ ての他 備考()
関係	 3 工事用道路の共用及び使用				
IN	制限			工事用道路管理:□本工事□他工事	`
			/mt	他工事名()
				期間()
				使用制限()
	4 その他			備考(
	4 (0)		無		

	1 仮設物の転用			仮設物: □ 引継 □ 引渡	
	2 10/10/10			仮設物(仮設物()
				施工者: □ 本工事 □ 他工事	,
			無	引継、引渡時期()
				維持管理等条件()
				備考()
				仮設物(
				兼用工事名()
			11111:	維持管理等条件()
仮				備考()
設	3 仮設物の構造、施工方法の			仮設物(
備	指定			構造()
関係			無	施工方法()
				備考()
	4 仮設物の設計条件の指定			(元元) (記念) (記念) (記念) (記念) (記念) (記念) (記念) (記念	'
	STATE OF STA	有		設計条件(別紙特記仕様書による)
		7		備考()
	5 その他			WIN V	
			無		

項目	明示事項		条件等	
建設機械関係	1 建設機械の指定 ※本欄で建設機械の機種、 規格等を特に指定しない限 り、受注者の任意とする。 (本欄で指定しないもの で、仕様書に記載されてい る建設機械の機種、規格は 積算上参考として記載して いるものである。)	無	名称(機種・規格(内容()
	2 その他	無		
ICT活用工事	1 ICTの活用 (「有」の場合の詳細は特 記仕様書及び県ICT実施 要領 https://www.pref.yamaguc hi.lg.jp/soshiki/127/233 98.htmlによる) (「無」の場合であっても 契約後に受注者からICT 活用工事の実施の申し出が あった場合は、受発注者の 協議ににより実施すること ができる) 2 その他	無	工種: □ 土工 □ 法面工 □ 舗装工 □ その他の工事(
	1 建乳浆件上			
建設副文	1 建設発生土	巢	□ 現場内流用(同一工事内で利用 □ 工事間流用(他工事への搬出 発注機関(工事名(場所(運搬距離(□ 仮置き 場所(任意 □ 公共残土処理場への指定処分 場所(運搬距離(□ 民間残土処理場へ搬出(承諾済処理場)) 場所(□ 上記以外の受入地への搬出 指定場所(運搬距離(□ 搬出条件 内容(※受入可能時期・時間、押土・整地必要など	
産物関係	2 建設搬入土(他工事からの 搬入)	無	工事名(工事場所(搬入条件(試験費等(備考())))
	3 建設リサイクル法の適用	無	1 工事の種類 □ 建築物の解体 (床面積の合計80㎡以上) □ 建築物の新築・増築 (床面積の合計500㎡以上) □ 建築物の修繕・模様替【リフォーム等】	

項目	明示事項		条件等	
	4 建設副産物及び建設廃棄物 の利用・処理条件		再生資源利用計画書・実施書及び再生 資源利用促進計画書・実施書の提出: □ 有 □ 無	
建設副産物関係	※処理施設を乗する場合に でする場合に でする。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部である。 の一部では、 の一部である。 の一部では、 の一部である。 の一部では、 の一部である。 の一部では、 の一部では、 の一部では、 の一部では、 の一部では、 の一部では、 の一部では、 の一部では、 の一部での。 の一部では、 の一では、	######################################	□ コンクリート塊 ア. 処理の目的 □ 中間処理 (処理後の用途) □ 材料試験されている再生クラッシャーラン □ その他 □ 中間処理 □ 最終処分 イ. その他 (□ アスファルト・コンクリート塊 ア. 処理方法 □ 中間処理 (処理後の用途) □ 再生アスファルト混合物 □ 現場内利用 □ 最終処分 イ. その他 (□ 建設発生木材 ア. 処理方法 (中間処理) □ 再資源化 □ 縮減 (焼却) イ. その他 (□ 汚泥 ア. 処理方法 □ 現場内利用 □ 口 最終処分 イ. その他 (□ 汚泥 ア. 処理方法 □ 見場内利用 □ 日間処理 □ 最終処分 イ. その他 (□ 大砂 (建設発生土等) 条件等は「1. 建設発生土」及び「2. 建設搬入土 (他工事からる人)」に記載のとおり □ その他(名称: ア. 処理方法 □ 中間処理)))))) か)
	5 7 a lib		□ 最終処分 イ. その他()
	5 その他	無		
支障物件	1 占用支障物件 2 占用物件と重複工事	#	□ 電気 □ 電話 □ 上水道 □ ガス □ 下水道 □ その他 (管理者 (位置 (移設時期 (工事方法 (防護方法 (備考 (□ 電気 □ 電話 □ 上水道 □ ガス □ 下水道 □ その他 ())))))
件 等	3 その他	無	管理者 (影響期間 (影響工種 (備考 ())))

項目	明示事項		条件等	
コンク	1 県「コンクリート構造物品 質確保ガイド」を適用する 構造物 ※「コンクリート構造物品 質確保ガイド」は、下記 Webページの最新版を参照	■	対象構造物(受注者は、監督職員と打合せの上、以下の対応を行うこと。 ①材料等によるひび割れ抑制対策の確認 (図面、ガイド第2節を参照) ②コンクリート施工記録の作成・提出)
リー ト品質確保	https://www.pref.yamaguc hi.lg.jp/soshiki/127/233 95.html 2 コンクリート打込み時期の 制限 (ひび割れ抑制に関す るもの)	E	(ガイド第4節を参照) ③ひび割れの初期観察・観察、調査及び補修 (ガイド第4節を参照。補修費用は原則として受注者が負担) 対象構造物(打込み禁止期間(月 日 ~ 月 日))
	3 その他	無		
薬液注入関係	1 薬液注入	#	設計条件(工法区分(注入材料(注入量(施工範囲(注入圧(施工方法の指定(材料管理方法(施工管理方法(地下埋設物の防護方法(備考(
	2 周辺環境への影響調査	無	調査内容(調査頻度(備考()
	3 その他	無		
場	1 作業時間制限	無	作業時間 (h ~ h)	
所打杭工	2 杭の継手	無	□ 溶接接手(□ その他()
工(大	3 チェックボーリング	11111	本数(内訳書、特記仕様書等参照) 深度(内訳書、特記仕様書等参照)	
口径ボーリン	4 溶接継手の品質管理 5 その他	無	□ 試験片による引張、曲げ試験□ X線透過試験□ 超音波探査試験□ その他()
ググ)	3 その他	無		
集水井及び集排	1 水文調査	= '1111:	□ 既存井戸 □ 湧水池 □ ため池 □ 既存調査孔 □ その他(調査範囲(調査期間(その他()))
水ボーリ	2 コア採取	無	ロータリー式ボーリングによるオールコア採取)
ン グ エ	3 その他	無		
アンカ	1 チェックボーリング	無	ロータリー式ボーリングによるオールコア採取 □ 有 □ 無 その他 ()
T.	2 その他	無		

項目	明示事項		 条 件	等	
	1 技術基準等の式に基づいて		ブロック1個当たりの必要重量W	(W≧○○ t)
	設計した場合		敷設延長L (河川縦断方向)	(L≧OOm)
4-12		無	敷設幅B(河川横断方向)	$(B \ge Ln + \angle z / Sin30^\circ)$)
根 固		////	ただし、Ln:ブロック1個分の幅(m)	(D=Lii + Z Z / 311130	,
め			∠z:根固めブロック敷設高から最深河床	の証何言さるの言何学〇〇	
ブ	 2 類以河川の実績等を根拠に				
口	設計した場合の条件	ÁTIT.	ブロック規格	(公称重量○ t)
ツ	RATIO TO MAIN A SPATE	無	敷設延長L(河川縦断方向)	(L≧○○m)
ク エ	0.7.0/4		敷設幅B(河川横断方向)	(○列	
	3 その他				
		無			
	1 工事用資機材の保管・仮置き		資機材名()
	2		場所()
		無	期間()
			保管・仮置き方法()
			備考()
	2 現場発生品		品名()
			□ 再使用料 □ 再使用無		
		無	引渡場所()
			引渡時期()
			備考()
	3 支給品		品名()
	約款第15条事項		□ 返納有□ 返納無		,
		無	引渡場所()
		<i>7.10</i>	引渡時期()
			備考()
	 4 関係機関・自治体との近接		関係機関等名称(
	協議に係る条件		条件()
		/mr.)
		無	内容()
			期間()
			備考(
	5 架設工法の指定		施工方法()
		無	施工条件()
そ			施工時期()
0			備考()
他	6 工事用電力の指定		内容()
		無	条件()
			備考()
	7 新技術・新工法・特許工法		内容()
	等の指定	無	条件()
			備考()
	8 工事目的物の部分引渡		引渡箇所()
		無	引渡時期()
			備考()
	9 工事目的物の部分使用		使用箇所()
		無	使用時期()
			備考()
	10 給水の必要		関係機関(
	_ · _ · _ · _		取水箇所()
		無	取水方法()
		<i></i>	取水時期()
			備考()
	 11 特殊材料の指定		材料(
	** 14 \(\nabla \text{L} \text{L} \text{L} \text{L} \\ \text{L} \(\nabla \text{L} \text{L} \text{L} \\ \te	<i>4</i> 1111.	対象工種()
		無)
			備考()
	 12 工事関係者連絡会議の設置		了事眼区 北 市份人类 □ 七 □ ㎞		
	14 工事関係有理船伝義の改直 	hart	工事関係者連絡会議 □ 有 □ 無		`
		無	時期、頻度()

項目	明示事項			条	: 件等	
	13 資材及び機械搬入方法等の		資材、機械名	()
	制限	無	場所、範囲()
			搬入条件()
	14 建設キャリアアップシステ		3327 471411			,
	厶					
	(CCUS) 活用工事の適用					
	(「有」の場合の詳細は山口 県建設キャリアアップシステ	無				
	ム活用モデル工事試行要領	無				
	https://www.pref.yamaguchi.					
	lg. jp/soshiki/127/194292. htmlによる)					
	1111(C & Ø)					
	15 工事標示板		1	ポンプ場を改修し	ています。)
	(旧:大型工事標示板)		工事種別()
		必須		工事」の表示 :□		
				場合は「国土強靭 示することが望ま		か年加速化対策)」であるこ
	16 履行報告書の提出		□ 毎月10日ま	でに前月末時点の	の進捗を報告	Î
	(特に工程管理を要する工		(定点で描	最影した写真や詳細	細工程表の添	(付は不要)
	事等)	無	 ※本欄で無(提出不要)とした	場合であって	ても、契約書(特約条項)に
						した工事では、請求時までは
			提出が必要と	なる。		
	17 工事材料の品質		□ 品質規格記	E明書等の提出		
	※提示だけではなく提出す		対象材料	()
	るもの	無	□ 見本またに	は品質証明資料を拡	是出し、監督	R職員の確認を受けて使用す
			るもの			
そ			対象材料	()
の			※材料承請	苔願とは別の対応 る	として見本等	を求めるもの
他	18 公共工事地産地消推進モデ		製品(技術・	工法)名	()
	ル事業	無	開発企業・製	造者	()
			仕様予定数量		()
	19 施設管理台帳の提出		対象施設(構	造物)名	()
		無	台帳名称		()
	20 植樹保険		保険対象			
		無	□ 樹木		()
			□ 地被植物		()
	21 水雷・傷害保険		□ 水雷保険			,
		無	対象船種:		(○○船)
			□ 傷害保険			,
			対象者等:			
				保険対象者	級別	摘要
				世話役	B級	 ○○矢板打設
				とび工	B級	○○矢板打設
				普通作業員	B級	○○矢板打設
				潜水士	B級	○○矢板打設
						0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	22 施工計画書の簡素化		□ 6項目のみ	x記載したものを抗	是出【簡易な	:工事】
	※「無」の場合であっても	無	□ 提出不要	【簡易な工事かつ	緊急工事】	
	監督職員の承諾を得た場合	,,	□ 15項目記載	はしたものを提出	【簡易な工事	な含む緊急工事】
	は簡素化できる		提出時期:	(○○工等の着	手前に提出)
	23 その他					,
		無				
			·			

単価設定条件書

(登録単価)

適用基準日:070901版 物価資料適用月号:令和7年8月(春号)

	単価名称			特別
単価コード	規格1	—— 単位	備考	集計
, . 	規格2	— · · ⁻	inu - 3	区分
	摘要			
	屋内鋼板製閉鎖形		 見積単価(3者見積)	
F 100001	注で19時代表は1997ル	面	尤恨千嵐(0日光恨)	8
	変圧器盤			
F 100002	屋内鋼板製閉鎖形	面	見積単価(3者見積)	8
F 100002		Ш		8
	受変電設備(仮設)			
F 100003	屋外鋼板製キュービクル形	組	見積単価(3者見積)	8
1 100000		1 11		"
	輸送費			
F 200001	引込受電盤	式	見積単価(3者見積)	
	屋内鋼板製閉鎖形			
	±△¼ #			
	輸送費		 見積単価(3者見積)	
F 200002	│ 変圧器盤 │ 屋内鋼板製閉鎖形	式	尤惧平温(31) 九惧/	
	屋内 郵似製材頭形			
	輸送費(仮設)			
	受変電設備(仮設)		見積単価(3者見積)	
F 200003	足を電び幅(MAZ) 屋外鋼板製キュービクル形	式	2012 1 m (2 m 2012)	- 1
	高圧ケーブル			
F 200001	6600V EM-CET 38 sq		建設物価	
F 300001	· ·	m		
	制御ケーブル			
F 300002	EM-CEE 1.25 sq- 2 c	m	建設物価	
1 300002		""		
	その他電線		-+	
F 300003	600V EM-IE 60 sq	m	建設物価	
	7.0 N.T.O.			
	その他電線		 建設物価	
F 300004	600V EM-IE 38 sq	m	建設初	
	端末処理材			
	6kV 6CO1-38(屋外)		建設物価	
F 300005	圧着・圧縮方式	組		
	端末処理材			
F 300006	6kV 6CI1-38(屋内)	組	建設物価	
F 300000	圧着•圧縮方式	和且		
	防火区画処理補修			
F 400001	ピット300 × 300	箇所	見積単価(3者見積)	
	/#.F * u			
	低圧ケーブル		Z⇒≒₽₩m/m	
F 000001	600V EM-CET 200 sq	m	建設物価	
	低圧ケーブル			
	18年ゲーブル 600V EM-CET 150 sq		建設物価	
F 000002	3007 EM OET 100 34	m	~~ +~ 1/2 IM	
	低圧ケーブル			
Г 000003	600V EM-CET 60 sq		建設物価	
F 000003		m		
	低圧ケーブル			
F 000004	600V EM-CE 14 sq- 3 c	m	建設物価	
	低圧ケーブル 600V FM-CF 5.5 cg- 3.c		 建設物価	
F 000005	600V EM-CE 5.5 sq- 3 c	m	本以7分	
	低圧ケーブル	_		
	600V EM-CE 5.5 sq- 2 c		建設物価	
	555. L 52 5.5 54 2 5	m		
F 000006	1	1		
F 000006				Į.
F 000006	低圧ケーブル			
	低圧ケーブル 600V EM-CE 2 sq- 2 c		建設物価	
F 000007		m	建設物価	

単価設定条件書

(登録単価)

適用基準日:070901版 物価資料適用月号:令和7年8月(春号)

単価コー	- ド	単価名利 規格 規格 摘要	1 2		¥	単位			備考	特殊 集計 区分
F 000008		制御ケー				m	建設特	勿価		
F 000009		制御ケー EM-(ブル DEE 1.25 sq- 5 c			m	建設物	勿価		
F 000010		制御ケー EM-(·ブル CEE 1.25 sq- 3 c			m	建設物	勿価		
F 000011		制御ケー EM-(·ブル DEE 1.25 sq- 2 c			m	建設特	勿価		
F 000012		制御ケー専用	·ブル ケーブル(EM-CEE 1.2	?5 sq− 8 c相当)		m	建設物価 EM-CEE 1.25 sq- 8 cと同等品			
F 000013		端末処理 600V	时 06COI1- 200		;	組	建設特	勿価		
F 000014		端末処理 600V	材 06COI1- 150		;	組	建設特			
F 000015		端末処理 600V	型材 06COI1- 60		;	組	建設特	勿価		
F 000017		電線管類 FEP	〔 100mm(露出)			m	建設物価			
F 000016		電線管類 FEP	[80mm(露出)			m	建設物価			
F 000018		電線管類 FEP	[50mm(露出)			m	建設物価			
F 900001					ı	kg	建設特	勿価		8
F 900002					ı	kg	建設物	勿価		8
										+
	記号	<u>=</u>	共通仮設費	現場管理費	一般管理		等	備考		+
		가హ 日			C			普通製品 2次製品		\perp
	2		×	0	С)	\blacksquare	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	4		0		C		\dashv			
	5		×	×	С)	\Box			
<u> </u>	6				×		\dashv		\vdash	
	8		×	×	×					$-\!$
_						<u> </u>	-	<u>処分費等</u> 工場管理費対象外		
								直接人件費		
Trink							× : :	対象としない》		

入札条件

1 入札の執行

落札者を決定するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約保証金

落札者は、現場説明書において契約の保証を求められている場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債(利付国債に限る。)の提供又は金融機関、若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

3 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当者等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知の方法は、落札者が所定の様式による通知書を提出し、契約担当者等がそれを受領することにより行うものとする。

4 現場代理人及び配置技術者

(1) 現場代理人

現場代理人の配置については、光市現場代理人取扱(試行)要領の定めによる。 なお、同要領における現場代理人の資格要件に記載された「直接的な雇用関係」については、配置技術者の例による。

(2) 配置技術者の雇用関係

監理技術者又は主任技術者(以下「配置技術者」という。)と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアルについて(令和6年12月13日国不建第123号)」(以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。)における「二一四監理技術者等の雇用関係」によること。

(3) 主任技術者又は監理技術者の兼務要件

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は以下のとおりとする。

ア 第1号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者(以下「専任特例1号の主任技術者又は監理技術者」という。)を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三 監理技術者等の工事現場における専任(2)主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」の専任特例1号の要件を全て満たさなければならない。

イ 第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下「専任特例2号の監理技術者」という。)の配置を行う場合は、以下のア~クの要件を全て満たさなければならない。

- (ア) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者

入札条件

に求める技術検定種目と同じであること。

- (ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (エ) 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。)
- (オ) 監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10 km以内の工事でなければならない。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。
- (カ) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (キ) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (4) 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の要件

本工事において、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二一二 監理技術者等の設置(5)営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」の要件を満たさなければならない。

(5) 専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の確認

建設業法第26条第3項第2号及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。(現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。)

ただし、専任特例 2 号の監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め 2 工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、専任特例 2 号の監理技術者を配置する場合、常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。

また、本工事に専任特例2号の監理技術者を配置する場合、(3)の要件を満たしていることを確認するため、落札決定後速やかに確認できる資料を提出すること。

(6) 配置技術者の変更

配置技術者の変更については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「ニーニー(4)監理技術者等の途中交代」によること。

(7) 配置技術者の専任期間

配置技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三-(2)監理技術者等の専任期間」によること。なお、専任を要さない期間のうち、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間)は、下記のとおり取扱う。

他の工事に従事している配置技術者が当該工事と重複する可能性がある場合、現場施工に着手する時点(特記仕様書に定めのある場合を除き、工事開始日以降30日以内)から当該工事に専任できる場合は、現場施工に着手するまでの間は配置技術者の専任を要しない。

5 先抜け方式

この入札が光市工事発注先抜け方式による場合は、入札の開札は同一日に行い、甲工

		8-3
入札条件	事、乙工事、丙工事の順に落札決定するものとし、一つの工事の入札で落札者となった	
	者の他の工事についての入札は無効として取り扱う。	
i l		

1 施工管理基準等

受注者は、土木工事の施工に当たっては、入札公告日、指名通知日又は見積依頼日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によること。

なお、港湾工事、港湾海岸工事その他これらに類する工事の施工に当たっては、入札 公告日、指名通知日又は見積依頼日における最新の「山口県土木工事共通仕様書(港湾 編)」及び「山口県土木工事施工管理基準(港湾編)」によること。

これらの共通仕様書、施工管理基準は、県技術管理課ホームページを参照のこと。 (https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/siyousho/top2.html)

2 工事の仕様

当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。

3 法令の遵守

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法(過積載の防止等)、貨物自動車運送事業法(委託運送時の許可業者の使用等)等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- (3) 受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法(昭和26年法律 第185号)第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は 産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。

また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

5 適正な下請契約及び施工体制の確保

- (1) 受注者は、現場代理人又は配置技術者を選任した場合、速やかに「現場代理人及び主任技術者等届」を提出すること。
- (2) 受注者は、下請契約を締結した場合、工事着手前までに「施工体制台帳の写し(添付書類も含む。)」及び「施工体系図の写し」(以下「施工体制台帳等」という。)を監督職員に提出すること。
- (3) 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に従って適正な下請契約を締結する とともに、施工体制台帳等の初回提出時には、「施工体制台帳等の初回提出時チェッ クシート」を作成・添付すること。

「施工計画書作成時チェックシート」の様式は、県技術管理課ホームページから入手すること。

(http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html)

- (4) 受注者は、一次下請負人が二次以下の下請負人又は労務者に対して、建設業法等 の法令に違反した行為を行わないよう指導すること。また、法令に違反したときには、 是正を求めること。
- (5) 受注者は下請負人に対し、取引上の地位を不当に利用し、下請工事に通常必要と 認められる原価に満たない額で請け負わせてはならないこととされており、適正な下 請代金を設定すること。また、下請代金の支払は、できる限り現金とし、現金払と手

形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とする等支払条件の向上に努めること。さらに受注者は、発注者より前払金の支払を受けたときには、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。

- (6) 受注者は、「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会決定、令和6年3月27日最終改定)等に基づいて建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする著しく短い工期となることのないよう、適正な工期で下請負人と請負契約を締結すること。
- (7) 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に基づき、下請負人が実施する労働 災害防止対策を明確化し、これに要する経費を含んだ額により下請負契約を締結する こと。

6 社会保険等未加入対策

- (1) 受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(令和4年3月30日国不建キ第39号)」に基づき、適切な保険に加入している下請企業を選定するとともに、社会保険の加入状況を確認・指導すること。また、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用等により、社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含んだ額による適正な下請代金を設定すること。
- (2) 受注者は、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条、及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、これを履行していない建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者)と特別の事情により下請契約(一次下請契約に限る)を締結しようとする場合は、その理由を付した書面を事前に提出し発注者の承認を得ること。

7 市内産資材の活用

受注者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、市内産資材の購入及び市内取扱業者からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。

8 市内建設業者の下請活用

受注者は、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合は、市内建設業者の活用に努めること。

9 排出ガス対策

排出ガス対策型建設機械の取扱いは、共通仕様書(1-1-31の6)による。 ただし、施工条件書又は特記仕様書において特に指定がある場合は、指定した基準の 排出ガス対策型建設機械を使用すること。これによりがたい場合、受注者は、使用する 建設機械(機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等)について監督職員と協議し、 承諾を得ること。※排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省ホームペ

ージを参照のこと。

(https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html)

10 建設リサイクル

(1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「法」という。)及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」(以下「省令」という。)の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。

ア 工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。

イ 法第13条及び省令第7条の規定する書類を監督職員に提出すること。

- ウ 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第13条 及び省令第7条に基づく書面に基づき作成される。
- エ 法第13条及び省令第7条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。
 - (ア) 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。
 - (イ) 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものと する。
- オ 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単 価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。
- (2) 受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出すること。工事完了後は、「再生資源利用実施書」を作成し、監督職員に提示すること。

また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事 現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「 再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工 事現場の見やすい場所に提示すること。工事完了時に、「再生資源利用促進実施書」 を作成し、監督職員に提示すること。

なお、受注者は、計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

再生資源利用(促進)計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成すること。

なお、COBRISにより作成できない場合は、国土交通書ウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credasltop.htm)に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」のエクセルデータを提出すること。

※建設副産物情報交換システムを参照のこと。http://www.recycle.jacic.or.jp/

(3) 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壌汚染対策法等の手続状況を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取り扱い、現場掲示や保存を行うこと。

また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。

11 中間検査

原則として、請負対象設計額3,000万円以上の工事については1回、1億円以上の工事については2回、中間検査を実施すること。また、当該工事が低入札価格調査対象工事となった場合は、中間検査を1回以上実施すること。

なお、検査実施時期等については別途指示する。

12 コリンズの登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録すること。

13 各種調査への協力

(1) 施工合理化調査等

受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査(施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査)の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。

(2) 建設副產物実態調査

受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。

(3) 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査 受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。

14 暴力団等の排除

(1) 暴力団等(暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。)から不当介入(不当要求及び工事妨害をいう。)を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「不誠実な行為」による指名停止を検討する。

- (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

15 標示施設等の設置

工事現場に設置する「標示施設等」については、山口県「工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとし、工事表示板の工事内容及び工事種別の記載は、施工条件書によることとする。

※県技術管理課ホームページを参照のこと。

(http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23378.html#9)

16 電子納品及びオンライン電子納品

受注者は、山口県「工事及び設計等業務における電子納品実施要領」に基づき、原則として電子納品を行うこと。

ICT活用工事及び重要構造物の工事については、「オンライン電子納品実施要領」に基づきオンライン電子納品を行うこと。

ただし、監督職員の承諾を得た場合は電子納品を実施しないことができる。

(http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals_ec/)

(https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/194292.html)

17 週休2日の取組

週休2日工事の指定工事においては「週休2日工事の実施要領」の定めによるものとし、次の事項に留意の上、実施すること。

(1) 受注者は、契約後速やかに通期又は月単位のいずれにより4週8休以上を実施するか書面により協議し、監督職員からの指示又は通知に従うこと。また、入札公告又は入札情報に明示された発注方式(週休2日工事(現場閉所型)又は週休2日工事(交替制)のいずれか)を変更する場合も同様とする。

- (2) 受注者は、工事完了後、実施工程表等の履行が確認できる資料を監督職員に提出すること。
- 18 施工計画書作成時チェックシート

受注者は、施工計画書を提出する際には、「施工計画書作成時チェックシート」で記載内容を確認のうえ、チェックシートを添付すること。

「施工計画書作成時チェックシート」の様式は、県技術管理課ホームページから入手すること。

(http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html)

19 水雷・傷害保険

港湾工事等において、水雷・傷害保険に付保する必要がある場合は、以下のとおり取扱う。

- (1) 本工事で稼働する作業船のうち、設計図書(施工条件書等)に指定する船種については、必要な期間水雷保険に付保しなければならない。
- (2) 本工事に従事する作業員等のうち、設計図書(施工条件書等)に指定する作業員等については、必要な期間傷害保険に付保(付保額死亡後遺傷害3,000万円/人)しなければならない。ただし、就業中のみ危険担保とする。